

泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業

泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業実施に係る見積の仕様については、次のとおりとする。

1 目的

泉ヶ丘中学校が姉妹校との学校間交流により、国際理解教育の一層の活性化を図るとともに、将来の本町のまちづくりを担う豊かな国際感覚を身に付けた生徒を育成することを目的に、姉妹校オーストラリア セイント・ジョセフ・カレッジ・ロッキンバーに派遣する。

2 業務名

泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託

3 履行期間

契約日の翌日から令和7年9月30日

4 概要

- (1) 派遣先 セイント・ジョセフ・カレッジ・ロッキンバー(メイトランド市)
- (2) 派遣予定期間 令和7年8月20日(水)～8月30日(土) 11日間
現地交流予定期間 令和7年8月21日(木)～8月29日(金) 9日間
- (3) 派遣人数 井手町立泉ヶ丘中学校に在学する中学生10名及び引率者3名
計13名
- (4) 訪問内容 現地でのホームステイと交流(現地主催)

※ 派遣期間等について、航空会社による時刻変更、悪天候、戦争、テロ及び発注者の事情等により変更の可能性があるが、その際は発注者の指示に従うものとする。

5 業務内容等

(1) 行程・日程等

- ① 令和7年8月20日の午前または午後、井手町立泉ヶ丘中学校に集合し、関西国際空港(または大阪(伊丹)空港)まで貸切バスで移動する。なお、期間中の国内外での貸切バスについては、道路通行料を含める。
- ② 関西国際空港(または大阪(伊丹)空港)からシドニー空港までは飛行機を利用し(直行便がない場合は国内の空港経由)、21日朝に到着する。グレードはエコノミークラスとする。
- ③ シドニー空港から姉妹校(メイトランド市)へは貸切バスで移動する。
- ④ 21日のメイトランド市到着から29日の出発までは姉妹校が企画を行う。ただし、引率教員は24日から29日まで、ホテル泊(5泊朝食付で1人1室の3名分)とし、滞在ホテルは次のとおり又は同等のセキュリティーおよび立地にある治安上特段の問題のない外国人受け入れに慣れた三つ星以上のホテルとする。
- ⑤ 29日朝、姉妹校を出発し貸切バスでシドニー市内へ移動する。
- ⑥ 29日午後はシドニー市内視察研修とし、ガイドを付けるものとする。ただし、添乗員がガイド可能な場合は付ける必要はない。

- ⑦ シドニー市内からシドニー空港までは貸切バスで移動する。
- ⑧ シドニー空港から関西国際空港（または大阪（伊丹）空港）までは飛行機を利用し（直行便がない場合は国内の空港経由）、30日午前に到着する。
- ⑨ 関西国際空港（または大阪（伊丹）空港）から泉ヶ丘中学校までは貸切バスで移動する。
- ⑩ 全行程に通訳可能な添乗員1人を配置すること（飛行機等の移動中も含む。ただし、日本からの直通便の場合は除く。）。ただし、メイトランド市滞在中は除く。

(2) 食費等

本業務委託の対象となる食事は以下のとおりとする。

- ① 20日の機内食までの軽食。（午前出発の場合は、昼食。）
- ② 20日の夕食及び21日の朝食については機中食とする。
- ③ 29日の夕食及び30日の朝食については機中食とする。

(3) その他

- ① 搭乗手続き及び乗り継ぎのサポート
- ② シドニー市内での現地視察等サポート
- ③ 事前説明会における派遣生徒及び保護者への説明・案内等
 - ・事前説明会 2回程度を予定（派遣生徒決定後、出発直前）

6 提出を求める書類

(1) 参考見積内訳書（消費税及び地方消費税を含む。）

記載項目

- ① 航空運賃
- ② 現地空港税
- ③ 燃油サーチャージ
- ④ 空港使用料
- ⑤ 観光税
- ⑥ E T A S（観光ビザ）取得に関するサポート費用
- ⑦ 傷害保険代（傷害死亡3,000万円以上、傷害後遺障害3,000万円以上、治療・救援費用10,000万円以上 等）
※年齢により保険料が変わる場合は、上位の保険料で見積を行うこと。
- ⑧ レンタル携帯電話1台及びポケット Wi-Fi 3台（オーストラリア国内のみで使用）
- ⑨ 国内・現地移動費（貸切バス）及び添乗員
- ⑩ 軽食代（8月20日分）
- ⑪ 引率教員宿泊代（8泊朝食付1人1室の3名分）
- ⑫ シドニー市内視察研修（入場料含む）及びガイド
- ⑬ その他上記項目以外に必要な項目（諸経費等）
- ⑭ オーストラリアドル為替レート（令和7年4月1日現在）の表示

7 特記事項

- (1) 交通輸送機関は最も経済的で合理的な経路であるものとする。
- (2) 派遣生徒にとって安全で快適な移動手段であるものとする。

- (3) 交通輸送機関の確保にあたっては、派遣生徒の座席を同一行程で確保するものとする。
- (4) 上記(1)～(3)に沿って手配しようとする交通輸送機関について、変更等が必要となった場合には、下記のとおりとする。
 - ① 速やかに、上記(1)～(3)に沿った代替交通輸送機関を確保するものとする。
 - ② 代替交通輸送機関を手配する際は、事前に発注者と協議すること。但し、派遣の途中において変更の必要性が発生した場合で、派遣生徒の生命及び財産への急迫した危険を避けるためにやむを得ない場合はこの限りではない。
 - ③ 上記②を実施した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 本事業の安全かつ円滑な実施が危ぶまれる時は、発注者の判断により中止する場合もある。
- (6) 受注者は、管理できない事由（為替レートの変動や燃料価格等の著しい上昇下落、航空会社の示す運賃・日程の変更等）が生じた場合は、発注者と協議の上、契約を変更できるものとする。
- (7) 発注者は、予定参加者数に変更が生じた場合は、受注者と協議の上、契約を変更できるものとする。
- (8) 為替レートの設定日は、令和7年4月1日現在とする。
- (9) 現地で不測の事態が生じた場合、医療機関への連絡や宿泊手配等の協力を行うこと。

8 その他

- (1) 定めのない事項、疑義が生じた場合又は基本事項に変更の必要が認められた場合は、発注者と協議の上定めるものとする。
- (2) 本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を発注者の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡してはならない。

以上